

お客様各位

2020年7月
香港日本通運
引越支店

弊社引越サービスにおける新型コロナウイルス対応につきまして

(感染者の確認があったエリアにおける引越サービスにつきまして)

日頃より 弊社海外・国内引越サービスをご愛顧賜り誠に有り難うございます。

新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な感染拡大 および 2020年7月以降の香港域内におけます感染拡大を受けて 香港政府は感染拡大防止に向けた新たな指針を発表致しました。

当該政府方針を受けまして、弊社と致しましても感染防止に向けた予防策を講じさせて頂いております。一方で、感染者が確認されたマンションやオフィスビル等におけます引越作業につきましては弊社スタッフ自身の感染ならびに後続の作業を実施させて頂くお客様への二次感染のリスクが極めて高く、当該リスクを回避すべく下記対策を実施させて頂いております。お客様ならびに関係皆様におかれましてはご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

●感染防止対策につきまして

新型コロナウイルス（COVID-19）感染が発生した建屋（マンション・オフィスビルなど全般）同フロアにおきましては感染発覚から数えて14日間 弊社 引越サービス全般の提供を感染防止の目的より差し控えさせていただきます。

※14日間の日数は感染が確認された翌日以降からのカウントとさせていただきます。

但し、上記対象建屋フロア内における作業で、上記期間中でありましてもお引越を行わせて頂くお客様 および ご同居人様（ご家族様）が（建屋内感染発生が確認された以後）独自にPCR検査を受けられ、結果 陰性と判断された場合は 当該検査結果をご提示頂く事で作業可能とさせて頂く場合がございます。

※ご注意願います※

建屋（マンション・オフィスビルなど全般）におきまして感染者が確認された場合 対象となる引越作業が別フロアであっても衛生局・マネジメント等に抛ります建屋全体の消毒作業もしくはエレベーターを含めた建屋共有部分の使用が大幅に制限される事により引越サービスの提供が困難もしくは不可能な場合もございますので、予めご理解とご了承をお願い申し上げます。

以上